

7 文科教第 507 号
令和 7 年 6 月 6 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長
附属学校を置く各国公立大学法人学長
殿

文部科学省総合教育政策局長
茂 里 毅

全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いの改善等について（通知）

このたび、令和 7 年度以降の全国学力・学習状況調査（以下「本調査」という。）の調査結果の取扱い等に関し、下記のとおり、順次、改善を図っていくこととしたので、お知らせします。

今回の改善は、令和 7 年 6 月 6 日に取りまとめられた「全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いの改善の方向性」（全国的な学力調査に関する専門家会議・調査結果の取扱い検討ワーキンググループ）（以下「報告書」という。）を受けて、本調査の結果について、本調査に CBT（児童生徒が活用する ICT 端末等を用いた文部科学省 CBT システムによるオンライン方式をいう。以下同じ。）が導入されることを契機として、児童生徒一人一人の学力・学習状況が細やかに分かる示し方や都道府県・指定都市別の状況をより正確かつ効果的に表す公表方法に改善を図ろうとするものです。

各教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人、学校設置会社及び学校（以下「各教育委員会、学校等」という。）におかれては、本調査の趣旨・目的及び下記に示す調査結果の取扱いの改善の趣旨等について十分に御了知いただき、本調査への適切な向き合い方の共通理解の下に結果の分析・活用の具体的な取組を進めてくださるようお願いいたします。

都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては関係する所管の学校に対して、国立大学法人学長及び公立大学法人学長におかれては関係する附属学校に対して、本通知の内容について指導、助言及び周知をお願いします。都道府県知事におかれては関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、本通知の内容について十分周知をお願いします。

1. 全国学力・学習状況調査の趣旨・目的を踏まえた調査結果の取扱い等に関する基本的な考え方

報告書にあるとおり、本調査は、学習指導要領の理念等を具体化した問題を通じ、児童生徒一人一人の学力課題を把握し、エビデンスに基づく学習指導に生かすとともに、教育施策の検証に資するため、毎年度・悉皆により実施されている。本調査については、GIGA スクール構想により CBT での実施が可能となるとともに IRT（項目反応理論をいう。以下同じ。）も導入され、児童生徒一人一人の学習指導の充実に向けた活用の可能性が一層拡大している。

このことを踏まえ、本調査の調査結果の取扱い等に関する基本的な考え方を以下のよう

- ・国は本調査を通じて、学習指導要領の理念が浸透し学力の状況に反映されているか等を把握・分析するとともに、児童生徒の学習の改善に還元する取組や、指導方法や教員配置等の改善に向けた教育施策の充実へとつなげることが求められること。
- ・調査結果の示し方に関しては、児童生徒一人一人の学力・学習状況が細やかに分かるように示すことを機軸とすべきであること。特に教育分野の EBPM（証拠に基づく政策立案をいい、広く各教育委員会、学校等において本調査のデータを活用する取組を含む。）の確立に向けて、国等による各教育委員会、学校等の主体的な分析・活用の支援や、教育関係者の IRT、データ分析等に関する適切な理解が求められること。
- ・調査結果の公表の在り方に関しては、本調査の結果をビッグデータとして蓄積・活用する観点から、調査実施主体である国において、学びの改善につながる各種データを正確かつ効果的に公表し、説明責任を果たすことが求められること。その際、教育行政に果たす役割と責任の枠組みを踏まえ、引き続き国として都道府県・指定都市の単位で公表を行うことが適当であること。また、それにより序列化や過度な競争が生じないようにする観点から、本調査の趣旨・目的や、各教科の個々の設問の解答状況や質問調査の結果と合わせた総合的な分析の重要性について改めて認識した上で、都道府県・指定都市別の平均正答率の現状の正確な解釈を含め、調査結果の多面的な解釈を可能とする分析と発信が重要であること。

2. 調査結果の取扱いの改善の趣旨

1. の基本的な考え方を踏まえた上で、CBT 化を契機として本調査の高度化を図るべく、本調査の結果公表・提供について、以下のとおり改善することとしたこと。

- ・CBT・IRT の意義を最大限反映させ、児童生徒一人一人の学力・学習状況が細やかに分かる結果の示し方とするとともに、そうした意義の適切な理解の下に、きめ細かな指導改善や施策の検証を更に促進すること（別添 1 の 3 ページ参照）。

- ・上記を踏まえ、国として調査結果を正確かつ効果的に表すよう、都道府県・指定都市別の結果公表において、単に平均正答率・スコアを示すのみならず、箱ひげ図や散布図の活用など結果を多面的に解釈できる示し方に改善していくこと（別添 1 の 4 ページ参照）。

3. 令和 7 年度における調査結果の取扱いの改善について

令和 7 年度全国学力・学習状況調査（以下「令和 7 年度調査」という。）の結果公表・提供に関して、次のとおり改善すること。

(1) IRT に基づく結果提供・説明

CBT で実施した「中学校理科」の調査結果については、国において、以下のように IRT に基づく結果を算出して提供するとともに、教育委員会・学校に対し、IRT に基づく結果の示し方やその活用方法等について今後周知する予定であること。

- ・公開問題の難易度に関する情報を 5 段階で表示し、返却・公表する。
- ・学校、市町村、都道府県ごとの結果は、平均スコアを 500 とした IRT スコアで表示・返却する。ただし、都道府県・指定都市別の公表値については、従前の平均正答率の公表値の考え方を踏襲しつつ、新たな IRT 分析の精度も勘案し、適切な刻みによって取り扱う。
- ・生徒には、5 段階の IRT バンドで表示・返却すること。これは、国際的な学力調査のバンド設定や IRT 分析の精度も踏まえ、細かな差異にとらわれすぎることなく、個別の児童生徒の課題把握と指導改善に生かす趣旨であること。また、バンドの意味は問題の難易度等と関連付けて説明する。
- ・全員に出題されなかった公開問題について、全国の解答状況に基づき、当該自治体や学校と同程度の IRT スコアで期待される「予測正答率」を算出・提供する。

(2) 結果返却・公表のスケジュールの改善

児童生徒の学びへの還元を最優先に、学校への結果返却の時期を前倒するとともに、学校への返却内容を同時期に設置管理者や都道府県教育委員会にも提供すること。

また、国による結果公表は以下のとおり 3 段階に分けて行い、全国データに基づく分析結果をより効果的に発信するとともに、都道府県・指定都市別データの公表までに各都道府県・指定都市の主体的な分析期間を確保すること。

- ・ 1 段階目（本年 7 月 14 日（月）（予定））：正答率・IRT バンド分布などの全国平均（学校への結果返却と同時期）
- ・ 2 段階目（本年 7 月末頃）：全国データに基づく分析結果
- ・ 3 段階目（本年 8 月以降）：都道府県・指定都市別データに基づく分析結果

(3) 長期欠席児童生徒、特別な教育的支援を必要とする児童生徒、外国人児童生徒等に係る実態の把握

「「令和 7 年度全国学力・学習状況調査」実施後アンケートについて（依頼）」（令和 7 年 5 月 13 日付け文部科学省事務連絡）により実施したアンケート結果を活用し、国において長期欠席児童生徒、特別な教育的支援を必要とする児童生徒、外国人児童生徒等の本調査への参加状況や日々の学習状況など実態を把握し、支援策の検討・充実につなげること。

(4) 都道府県・指定都市別の結果公表の改善

1. の基本的な考え方を踏まえ、引き続き都道府県・指定都市の単位で平均正答率・スコアを含む調査結果の公表を行うとともに、各都道府県・指定都市を単位とする各教科に係る問題全体の平均正答率・スコアの散らばりに関する解釈を含め、都道府県・指定都市別の公表に際し、調査結果を多面的に解釈することができる以下のような示し方に改善すること。

- ・分布や習熟度に目配りした統計表やグラフなどを示す。
- ・学力に影響する他の様々な要素も組み合わせてメッセージを示す。
- ・質問調査も合わせた結果全体について、特徴を把握しやすい形で示す。
- ・表・グラフに加え、記述的な説明を充実する。

以上を踏まえ、「令和 7 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（令和 6 年 12 月 23 日文部科学事務次官決定）2. (2)において別に定めることとしていた内容を、別紙 2 のとおり定めたこと。

4. 令和 8 年度以降の調査結果の取扱いの改善について

報告書においては、CBT を活用する意義として、問題冊子・解答用紙の厳重な保管・配付・回収・引渡し等の本調査の実施に係る学校現場の負担を軽減することが期待されるとともに、これからの調査について、データの拡大・精度向上や利活用等の面で機能が強化され、国、各教育委員会、学校等で調査結果がよりよい形で分析・活用されることが期待されると整理されている。これらを踏まえ、令和 8 年度以降の本調査の調査結果の取扱いの改善に向けては、結果返却のスケジュールや各教育委員会、学校等における主体的な分析・活用の支援等の在り方について、今後の本調査の設計はもとより、関係技術の進展、学校における働き方改革や教育 DX の進捗の状況を踏まえつつ引き続き検討することとし、その検討結果については各年度の全国学力・学習状況調査に関する実施要領等に反映させる予定であること。

5. 留意事項

1. ～ 4. を踏まえ、今後の本調査に向けて、各教育委員会、学校等においては次の(1)、各都道府県・指定都市教育委員会においては次の(2)の事項にそれぞれ御留意いただきたいこと。

(1) 全国学力・学習状況調査に係る適切な取組の推進について

本調査で出題される調査問題には、学習指導要領の理念や目標、内容等に基づき指導上重視される点や児童生徒が身に付けるべき力を具体的に示す、授業改善のメッセージが込められている。これを踏まえ、調査問題については、調査結果の分析データや授業アイディア例等も合わせて活用し、日常の授業や補習、家庭学習等において、児童生徒の学習状況等に対応した教材の一つとして教育的な観点から取り扱うことが求められること。過去の調査問題について、仮に調査結果として公表される数値データを上昇させることのみを目的にしているととられかねないような行き過ぎた取扱いがあれば、それは本調査の趣旨・目的を損なうものであると考えられ、1.～4.の調査結果の取扱い等の改善の趣旨も踏まえ、引き続き「全国学力・学習状況調査に係る適切な取組の推進について（通知）」（平成28年4月28日付け28文科初第197号文部科学省初等中等教育局長通知）で示した内容に御留意いただきたいこと。

また、本調査における CBT の調査問題は、児童生徒一人一人の学習指導の改善を主目的とする公開問題と、学力の状況や変化を正確に把握することを主目的とする非公開問題とから構成され、非公開問題は一定数を継続的に使用する可能性があるほか、調査も複数の調査日に分散実施される。こうした調査設計において、調査終了後の公開問題の公表以外に調査問題の内容が拡散されることがあれば、正確な学力の把握自体が困難となるおそれがあり、児童生徒ごとに異なる問題が出題されうること、児童生徒が解答した問題の難易度等を手掛かりに IRT スコアが推定されることなど、CBT・IRT に関する適切な理解の促進と併せて、CBT の調査問題の適切な取扱いに御協力いただきたいこと。

(2) 各都道府県・指定都市教育委員会による結果公表の方法の改善について

各都道府県・指定都市教育委員会において、自らの調査結果を分析するに当たっては、「令和6年度全国学力・学習状況調査の結果公表及び調査結果の活用や取扱いについて（通知）」（令和6年7月29日付け6文科教第854号文部科学省総合教育局長通知）等において示したとおり、個々の問題等に着目して学習指導上の課題を把握したり、質問調査の結果と合わせて総合的に分析したりすることが重要である。

これを踏まえた主体的な分析により、当該都道府県・指定都市の全体の状況はもとより、各年度の全国学力・学習状況調査の実施要領に基づき、所管の学校の結果、域内市町村ごとの全体の状況等について公表する際には、教科調査の全体の平均正答率・スコアのみならず、1.の調査結果の取扱いの改善の趣旨を十分に踏まえ、3.(2)の国による2段階目以降の公表で示される分析結果や、国立教育政策研究所で示す学習指導の改善・充実方策も参考として、調査結果を多面的に解釈することができる示し方となるよう工夫することが期待されること。

別添1 「全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いの改善の方向性」【概要】（令和7年6月6日全国的な学力調査に関する専門家会議・調査結果の取扱い検討ワーキンググループ）

別添2 「令和7年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」における文部科学省による調査結果の公表の取扱いについて

（参考）

「全国的な学力調査（全国学力・学習状況調査）」のホームページ

URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/index.htm

「全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いの改善の方向性（令和7年6月6日）」

URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/1421443_00007.htm

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局参事官（調査企画担当）付学力調査室
電話 03-5253-4111（代表）内線 3726

全国学力・学習状況調査の 調査結果の取扱いの改善の方向性 【概要】

令和 7 年 6 月 6 日

全国的な学力調査に関する専門家会議 ・ 調査結果の取扱い検討ワーキンググループ

※「全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いの改善の方向性」の報告書本体は文部科学省 H P の以下の URL に掲載しています。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/1421443_00007.htm

I. 検討の背景

令和3年7月「最終まとめ」（全国的な学力調査に関する専門家会議 全国的な学力調査のCBT化検討WG）

⇒基本方針及び工程の考え方：令和5年度英語（話すこと）・令和6年度経年調査でCBT化、以降中学校から速やかに導入

令和5年6月 教育振興基本計画（閣議決定） ⇒CBTの特性・利点を生かしたCBT化の推進

令和6年4月「令和7年度以降の全国学力・学習状況調査（悉皆調査）のCBTでの実施について」（学力調査室）

9月 上記の改定 ⇒移行工程案：令和7年度理科・令和8年度英語（4技能）・令和9年度以降全教科でCBT化

令和7年1月～ 円滑な移行準備とともにCBTの意義を生かした調査の高度化を図るべく、結果提供・公表方法の在り方を具体的に検討（全国的な学力調査に関する専門家会議 調査結果の取扱い検討WG）

- ✓ CBT・IRTの意義を最大限反映させ、児童生徒一人一人の学力・学習状況が細やかに分かる形での調査結果の示し方
- ✓ それを踏まえた都道府県・指定都市別の結果公表の在り方

II. 全国学力・学習状況調査を取り巻く状況

1. CBT・IRTの導入が目指すもの

CBT導入の意義

- ①解答データを機械可読のビッグデータとして蓄積可能。
- ②ICT端末上で出題・解答することで、**多様な方法・環境での出題・解答**が可能。
- ③電子データにより調査問題・解答を配信・回収することで負担を軽減。

IRT導入の意義

- ①調査日の複数設定が可能になる。**各児童生徒が異なる問題**を解く設計が可能。
- ②多くの問題を使用し、**幅広い領域・内容等**での調査が可能。
- ③**学力の経年変化**を各教育委員会・学校で把握可能。

2. 調査結果の公表・提供に係る課題

CBT・IRT導入への期待、結果返却の早期化

- ✓ IRTスコアをベースに分析した結果帳票など、授業改善につながる返却を行ってほしい。
- ✓ 夏季休業期間前に課題を把握できるよう、結果返却は早い時期にしてほしい。

都道府県・指定都市別の結果公表

- ✓ 国民の教育への関心を喚起する視点から公表することが重要。
- ✓ 全国との平均正答率との差や順位のみが独り歩きしている。
- ✓ 調査の趣旨が伝わる公表の在り方を求める。
- ✓ 結果公表に際し、都道府県・指定都市で十分に分析ができないスケジュールとなっている。

検討課題（令和3年「最終まとめ」）

- ✓ 各教育委員会や学校、児童生徒への結果提供や、結果公表の在り方については、海外の学力調査における方法を参考にしつつ、専門家会議等において教育委員会等の意見を聴取するなどして、さらに詳細に検討を行う必要がある。

※全国知事会アンケート結果（令和6年12月）の自由意見を含む。

Ⅲ. 調査結果の取扱いの改善の方向性

1. CBT・IRTを活用する意義を最大限反映させた、児童生徒一人一人の学力・学習状況が細やかに分かる結果の示し方

令和7年度調査での改善

①IRTに基づく結果提供・説明

- ✓ 公開問題の難易度に関する情報を5段階で表示し、返却・公表。
- ✓ 学校、市町村、都道府県ごとの結果は、平均スコアを500としたIRTスコアで表示・返却。（※都道府県・指定都市別IRTスコアの公表の取扱いについてはp.4）
- ✓ 生徒には、正答数・率に代えて、5段階のIRTバンドで表示・返却（細かな差異にとらわれすぎることなく、個別の児童生徒の課題把握と指導改善に生かす趣旨）。バンドの意味は、問題の難易度等と関連付けて説明。また、評定との違いを丁寧に周知。
- ✓ 全員に出題されなかった公開問題について、全国の解答状況に基づき、当該自治体や学校と同程度のIRTスコアで期待される「予測正答率」を算出・提供。

②結果返却スケジュールの前倒し【PBTで実施する教科を含む】

- ✓ 児童生徒の学びへの還元を最優先に、学校への結果返却の時期を前倒し（R6 7/26 ⇒ R7 7/14）。
- ✓ 国による結果公表は3段階に分けて行い、全国データに基づく分析結果をより効果的に発信するとともに、都道府県・指定都市の主体的な分析期間を確保。

7/14	公表①：全国的な実施状況 （正答率・IRTバンド分布などの全国平均） 学校向け帳票・個人票提供
7/22	教育委員会向け帳票提供
7月末	公表②：全国データに基づく分析結果
8月以降	公表③：都道府県・指定都市別データに基づく分析結果

③長期欠席児童生徒、特別な教育的支援を必要とする児童生徒、外国人児童生徒等について【PBTで実施する教科を含む】

- ✓ 支援を要する児童生徒の調査への参加状況等を把握し、支援策の検討・充実につなげる。

令和8年度以降の調査での改善の方向性

①結果返却の更なる早期化

- ✓ CBTに係る結果返却の早期化ニーズを踏まえ技術的に検討。
- ✓ 自動採点の本格的な活用を併せて検討。

②経年変化を把握できるデータの提供

- ✓ 2回目以降となるCBT調査から、各自治体・学校等の経年変化を把握できる数値や分布等の提供の在り方を引き続き検討。

③公開問題、非公開問題の在り方

- ✓ 調査問題の総量や各問題セット構成など、実施状況や結果を踏まえて引き続き検討。
- ✓ 解答時間など解答ログの分析手法を開発。

④質問調査の改善

- ✓ PISAで導入されている構成内マトリックスサンプリング法を踏まえた質問調査の改善を検討。
- ✓ 男女差、SES等の分析に必要な質問調査項目の改善を検討。

（参考）令和6年度「学力調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究」（全国学力・学習状況調査のCBT化に向けた試行・検証）C.CBT導入後の質問調査の設計・実施に関する試行・検証

⑤各学校・自治体の主体的な分析の支援

- ✓ DXの進展を踏まえ、各学校・自治体それぞれのデータ利活用ニーズに応じた分析を行えるようなツール開発などを研究。
- ✓ 本調査の関係者が、IRTなどのテスト理論やデータ分析について学べる機会の充実。
- ✓ IRTを活用した分析や授業改善の取組など先進的な事例の蓄積に応じた好事例の展開。

2. 都道府県・指定都市別の結果公表の在り方

- 全国学力・学習状況調査を国が実施する際には、学習指導要領の理念が浸透し学力の状況に反映されているか、学力の水準が維持・向上しているか等を把握・分析するとともに、学力の散らばりの状況等を把握し、施策につなげることが求められる。
- 本調査の結果をビッグデータとして蓄積・活用し、そのような目的を達成する観点から、学びの改善につながる各種データを正確かつ効果的に公表し、調査実施主体として国が説明責任を果たすべきであり、引き続き都道府県・指定都市の単位で平均正答率・スコアを含む結果公表を行うことが適当。
- その際、各都道府県・指定都市を単位とする各教科に係る問題全体の平均正答率の散らばりが最近の調査において極めて狭い範囲に収まっていることの基本的な認識を明らかにすることを含め、多面的に解釈することができる示し方に改善することが必要。

- ・分布や習熟度に見配りした統計表やグラフなどを示す
- ・学力に影響する他の様々な要素も組み合わせメッセージを示す
- ・質問調査も合わせた結果全体について、特徴を把握しやすい形で示す
- ・表・グラフに加え、記述的な説明を充実する

令和7年度調査での改善

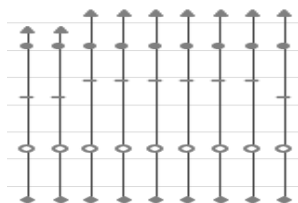
以下の都道府県・指定都市別の結果を8月以降（p.3の公表③のタイミング）に公表

①分布や習熟度に見配りした統計表やグラフ

正答率・IRTスコアの分布

<箱ひげ図の活用>

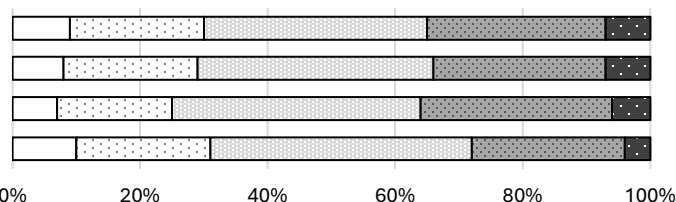
都道府県等の自治体、地域規模、学校等によって、学力がどのように分布しているかを示す。



<統計表の改善>

- ✓ 正答数・率やスコアについて、平均値のほか、標準偏差やパーセンタイル値（10%、50%、90%など）を表示。
- ✓ 都道府県・指定都市別の平均IRTスコアは、精度も勘案し、例えば10刻み（495～504など）で示すことが考えられる。

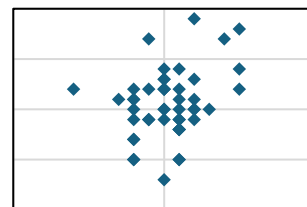
学力層の分布



- ✓ PBT教科は、現在の全国四分位でのA～D層分布を活用。CBT教科では、IRTバンド分布に移行し、経年比較にも活用。

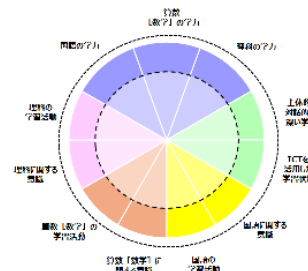
②学力や質問調査結果の状況を示す散布図

正答数・率やスコアとそれ以外の要素（③結果チャートの領域の指標など、質問調査の結果）を組み合わせ状況や関係性を分析し、都道府県・指定都市別データの散布図を示す。



③都道府県・指定都市別結果チャート

学力・学習状況を細やかに分析し、特徴を把握しやすくするよう、結果チャートの領域構成と利用する質問項目を見直し、都道府県・指定都市の結果チャートを公表する。



④都道府県・指定都市別ノート（試行）

①～③の結果等について、文章で説明するものを試行的に作成する。

令和8年度以降の調査での改善の方向性

- ・結果チャートの更なる改善
- ・都道府県・指定都市別ノートの充実
- ・公表時期の見直し

「令和 7 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」における
文部科学省による調査結果の公表の取扱いについて

「令和 7 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（令和 6 年 12 月 23 日付け 6 文科教第 1467 号文部科学事務次官通知別紙。以下「実施要領」という。） 7.（2）アにおいて別に定めることとしていた、（イ）から（エ）までの区分について文部科学省が公表する内容については、下記のとおり取り扱うこととする。

記

文部科学省は、実施要領 1 の調査の目的を踏まえ、実施要領 7.（2）ア（イ）から（エ）までの区分について、実施要領 7.（1）アからウまでで示した結果を公表する。その際、各都道府県・指定都市を単位とする各教科に係る問題全体の平均正答率・スコアの散らばりに関する解釈も含め、当該公表を通じて調査結果を正確かつ効果的に示すため、各都道府県・指定都市ごとの状況を多面的に解釈することに資する以下の分析資料を同時に公表する。

- ・ 分布や習熟度を目配りした統計表やグラフ
- ・ 学力や質問調査結果の状況を示す散布図
- ・ 都道府県・指定都市別結果チャート
- ・ 都道府県・指定都市別ノート（令和 7 年度にあっては、試行）

以 上

(参考資料)

令和7年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（抜粋）

（令和6年12月23日 文部科学事務次官決定）

1. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

7. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会及び学校に対して、調査結果等を提供する。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、公立学校に係る調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

（1）調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア PBTで実施する教科に関する調査の結果

（ア）各教科に係る問題の全体の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等

（イ）以下をそれぞれ単位とした各教科の平均正答数等の分布等が分かるグラフ

- ① 都道府県教育委員会
- ② 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）
- ③ 指定都市教育委員会
- ④ 教育委員会
- ⑤ 学校
- ⑥ 児童生徒

（ウ）各教科の設問ごとの正答率等

（エ）各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合

イ CBTで実施する教科に関する調査の結果

（ア）各教科に係る問題の全体のIRTスコア等

（イ）以下をそれぞれ単位とした各教科のIRTスコア等の分布等が分かるグラフ

- ① 都道府県教育委員会
- ② 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）

③ 指定都市教育委員会

④ 教育委員会

⑤ 学校

⑥ 児童生徒

(ウ) 各教科の公開問題の設問ごとの正答率等

(エ) 各教科の公開問題の設問ごとの解答類型別生徒数の割合

ウ 児童生徒質問調査及び学校質問調査の結果

(ア) 児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況

(イ) 児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況と教科に関する調査の正答率、IRT
スコア等との相関関係の分析

エ その他調査の目的の達成に資する分析

(2) 文部科学省による調査結果の公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する。

ア 以下の(ア)から(オ)までの区分に応じ、上記(1)アからウまでで示した結果。

ただし、(イ)から(エ)までの区分で公表する内容については、別に定める。

(ア) 国全体(国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況)

(イ) 都道府県ごと(都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)

(ウ) 都道府県(指定都市を除く。)ごと(都道府県教育委員会及び市町村教育委員会
が設置管理する学校全体の状況)

(エ) 指定都市ごと(指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況)

(オ) 地域の規模等に応じたまとまりごと(「大都市」(指定都市及び東京23区)、
「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における
市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)

イ 教科に関する調査の解答状況及び質問調査の回答状況(一般に公開された場合に、
個人、学校、設置管理者等が特定されることのないよう、データの匿名化処理(必要
に応じて疑似データ化等の処理を含む。)を行ったもの)

ウ その他調査の目的の達成に資する分析